

チューケン株式会社 一般事業主行動計画

社員全員が仕事と子育てを両立させることができ、また十分に能力を発揮できる働きやすい職場環境をつくるために、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和2年6月1日から 令和5年5月31日までの 3年間

2. 内 容

目標1：子ども出生時における育児休業及び、子どもの為の休暇取得を促進する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和2年 6月～ ①社員のニーズの把握、検討開始

令和2年 7月～ ②制度の導入

③社内会議における周知

目標2：ノー残業デーの再徹底により所定外時間労働を削減する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和2年 6月～ ①実施内容の検討

令和2年 7月～ ②社内会議における再周知

③工程会議による現場間協力体制の向上